

令和3年1月1日から 工事監理状況報告書等の提出が必要です

1 背景・目的

平成30年以降に一部の賃貸共同住宅の界壁において不適切な施工が判明したことなどへの対応として、より一層の工事監理の徹底に向け、一定規模以上の建築物に対し、建築基準法（以下、「法」という。）に基づく中間検査及び完了検査申請時に工事監理状況報告書等の提出を義務付けることとしました。

2 対象となる建築物と提出書類

広島県建築基準法施行細則第6条の3に基づき、完了検査申請書等に添える書類は次のとおりです。下記2から7について、令和3年1月1日から適用されます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

	対象となる建築物	提出する書類
1	土砂災害防止法※1に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物※2	・土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書
2	建築物省エネ法※3に規定する特定建築行為※4をしようとする建築物	・省エネ基準工事監理状況報告書
3	地業工事(基礎ぐい)のある建築物	・地業工事監理状況報告書
4	鉄筋コンクリート造の建築物 (階数3以上又は延べ面積500㎡超)	・コンクリート工事監理状況報告書 ・鉄筋工事監理状況報告書
5	鉄骨造の建築物(階数3以上、延べ面積500㎡超又はスパン15m超)	・鉄骨工事監理状況報告書
6	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 (階数3以上、延べ面積500㎡超又は柱スパン15m超)	・コンクリート工事監理状況報告書 ・鉄筋工事監理状況報告書 ・鉄骨工事監理状況報告書
7	木造の建築物 (法第6条の4による確認の特例を受けるもの)	・壁及び筋かいの位置等を明示した各階平面図 ・必要な壁量が充足されていることを示す書類 ・継手又は仕口の緊結方法を明示した書類

※1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※2 居室を有しない建築物、法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物等を除く

※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

※4 非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上である建築物

新規

3 お問い合わせ

名称	電話番号	所管区域
広島県土木建築局建築課	082-513-4183	—
広島県西部建設事務所建築課	082-250-8158	竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)、山県郡(安芸太田町、北広島町)、豊田郡(大崎上島町)
広島県東部建設事務所建築課	084-921-1572	府中市、世羅郡(世羅町)、神石郡(神石高原町)
広島県北部建設事務所建築課	0824-63-5209	三次市※5、庄原市
県ホームページ	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/kensa.html	

※5 三次市内の法第6条第1項第4号の建物については、三次市が所管しています。

(ただし、許可等を伴う場合には、県の所管となる場合もありますので、ご確認ください。)